

# 盛岡市宿泊税システム改修費等 補助金申請の手引き

## 事務局・問合せ先

事務局：盛岡市財務部市民税課諸税係

盛岡市宿泊税システム改修費等補助金担当

住 所：〒020-8530 盛岡市内丸 12 番 2 号

T E L : 019-613-8499 (直通)

F A X : 019-626-7583

## 1 目的

宿泊税導入に伴う宿泊事業者等の事務負担の軽減を行うため、宿泊税の特別徴収義務者に対して、システムの改修等に要する経費の一部を補助することにより、宿泊税の円滑な導入を支援することを目的とします。

## 2 補助対象者

宿泊税導入に伴いシステム改修等を行う、次の要件を満たす者。

(1) 盛岡市宿泊税条例第7条第1項の規定により、「宿泊税特別徴収義務者申告書」を提出していること。

(2) 市税を滞納していないこと。

## 3 補助の内容

(1) 補助率・限度額

補助率 100%

補助限度額 50万円（1施設当たり）

(2) 補助対象経費

宿泊事業者が行う特別徴収事務に係る経費であって、次に掲げるもののいずれかとします。経費算定の基準は下記のものに該当する経費の合計額で、端数は切り捨てとなります。

- ・既存のシステムの改修又は新規のシステムの導入に要する委託料等
- ・システム整備に必要なソフトウェア、パソコン端末、タブレット、プリンタ、スキャナ、複合機、ポスレジ及び券売機の備品購入費等
- ※ ハードウェアおよびソフトウェアはメーカー直販または家電量販店等からの購入に限ります。

《補助対象経費とならないものの例》

- ・クラウドシステムの月額又は年額使用料や保守料
- ・ソフトウェアのリース又はレンタル契約の費用やハードウェアのリース料又は賃借料
- ・国等の補助金の交付対象となっている経費
- ・人件費、交際費、交通費、宿泊費、飲食費、その他（社会通念上公金で賄うことがふさわしくない経費）
- ・公租公課（消費税及び地方消費税）
- ・交付決定前に開始した事業の経費

(3) 補助対象期間

交付決定の日から令和9年3月31日(水)までに完了する事業

※ 補助対象期間内に支払が完了していない場合は、補助対象外となります。

## 4 申請等手続きの流れ

(1) 補助金の交付申請

≪申請期限≫令和9年2月28日(日)まで

≪申請単位≫宿泊施設ごとに申請

≪提出先≫(郵送又は持参)

〒020-8530 盛岡市内丸12番2号

盛岡市財務部市民税課諸税係宿泊税担当宛て

≪提出書類≫

①補助金交付申請書(様式第1号)

②事業計画書(様式第2号)

③収支予算書(様式第3号)

④見積書の写し

⑤事業内容の分かる書類(工事図面、所在地図等)

※ ①から③は、盛岡市のホームページからダウンロードできます。

※ 申請前に「宿泊税特別徴収義務者申告書」の提出が必要です。

(2) 補助金の交付決定

申請書類等を提出していただいた後、おおよそ2週間程度で交付の決定を行い、「補助金等交付決定通知書」を送付します。なお、交付決定前に着手した事業の経費は補助対象として認められません。必ず交付決定後に着手してください。

(3) 補助事業の変更申請

事業内容等に変更が生じる場合、実施する前に市民税課へ連絡してください。軽微な変更を除き、次の書類の提出が必要です。これらの書類が提出されない場合、補助金を交付できない場合があります。軽微なため、書類の提出が不要な場合もありますので、変更が生じたら、必ず市民税課へ連絡してください。

≪提出書類≫

①補助事業変更承認申請書(様式第7号)

②変更内容が確認できる書類

※ ①は、盛岡市のホームページからダウンロードできます。

(4) 補助事業完了後の提出書類

補助事業完了後30日以内又は令和9年3月31日(水)のいずれか早い日までに、次の書類を提出してください。

《提出書類》

①補助事業完了報告書(様式第13号)

②事業実績書(様式第14号)

③収支決算書(様式第15号)

④領収書の写し

⑤補助事業の実施内容が確認できる書類(完成写真、報告書等)

※ ①から③は、盛岡市のホームページからダウンロードできます。

(5) 補助金の額の確定通知

「実績報告書」をもとに審査し、場合によってはヒアリングや現地調査を行った上で、交付すべき補助金の確定額について通知書を送付します。

(6) 補助金の請求

「補助金額確定通知書」が届きましたら、次の書類を提出してください。提出された日から30日以内に口座振込により補助金を交付いたします。なお、前金払は行いません。

《提出書類》

①補助金交付請求書(様式第17号)

※ ①は、盛岡市のホームページからダウンロードできます。

(7) 補助事業に関する書類、帳簿等の整理及び保存

本事業に係る経費の収支を明らかにする書類、帳簿等を整理し、これらの書類を補助事業が完了した日の属する市の会計年度の終了後5年間保存しなければなりません。

(8) 財産の処分の制限等

補助事業により取得した財産について、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはいけません。これらに該当する処分等を行う場合は、「財産処分承認申請書」を提出する必要があります。ただし、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して、市長が別に定める期間を経過した場合は、この限りではありません。

## 5 問合せ先

盛岡市財務部市民税課諸税係

住所：〒020-8530 盛岡市内丸12番2号

TEL：019-613-8499（直通）

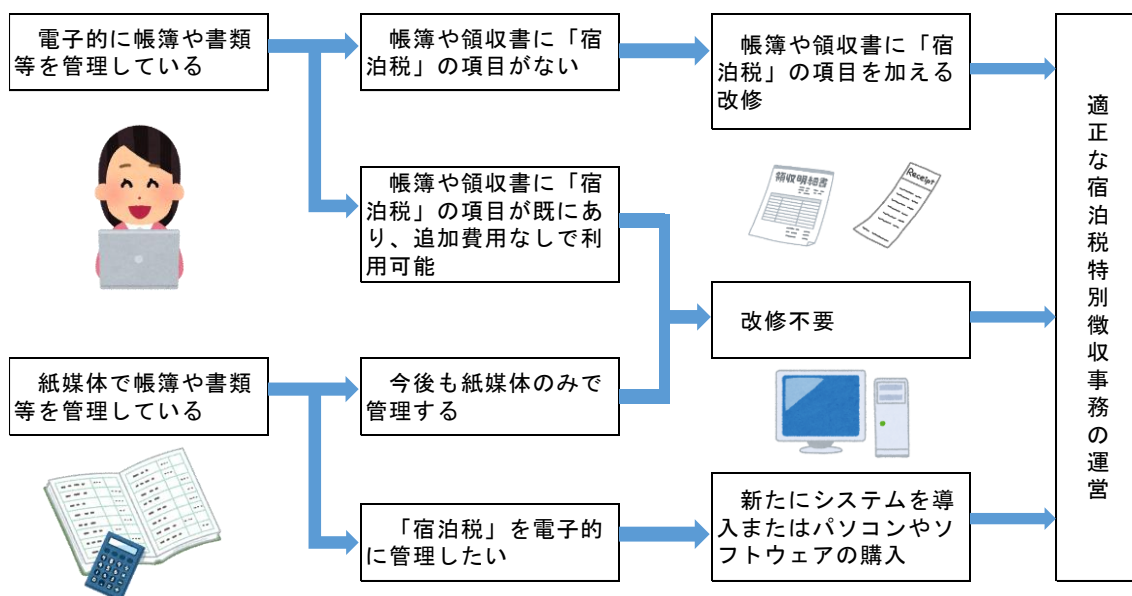
FAX：019-626-7583

E-mail：[siminzei@city.morioka.iwate.jp](mailto:siminzei@city.morioka.iwate.jp)

※メールで問合せする場合、件名を「宿泊税システム改修費等補助金について」としてください。

### 宿泊税導入に伴うシステム改修の例

事業者様により、この他にも、様々な事例が想定されます。  
以下は、あくまでも例なので、課税開始時期に間に合うようにご検討ください。



※これらの改修は、必ずしも行う必要があるものではありません。

# 盛岡市宿泊税システム改修費等補助金

※令和8年度のみの実施となります

## 対象者

宿泊税導入に伴い既存のシステムの改修等を行う、宿泊税の特別徴収義務者としての登録を申請している宿泊事業者等

## 対象経費

交付決定通知日から令和9年3月31日までに実施した既存のシステムの改修、新規のシステムの構築、ハードウェアおよびソフトウェアの購入経費

※ハードウェアおよびソフトウェアはメーカー直販または家電量販店等からの購入に限ります。

## 対象経費の例

○宿泊税導入に伴い発生する次の経費

- ・既存のシステムの改修
- ・新規のシステムの導入
- ・ソフトウェアの購入
- ・パソコン、タブレット、プリンタ、スキャナ及び複合機器の購入
- ・POSレジ、モバイルPOSレジの購入
- ・宿泊税用券売機の購入

### 【改修例】

領収書に「宿泊税」と税額を印字する機能の追加

盛岡太郎様		
日付	項目	金額
A月B日	客室料金	10,000円
	消費税等	1,000円
	入湯税	150円
	<b>宿泊税</b>	<b>200円</b>
	合計	11,350円

## 補助額

補助率：補助対象経費の全額（消費税等は除く）  
上限額：50万円

## 申請期間 (予定)

令和8年4月1日（水）～令和9年2月28日（日）

【申請・問合せ先】  
財政部市民税課 諸税係  
〒020-8530 盛岡市内丸12-2 盛岡市役所本館2階  
電話番号：019-613-8499 ファクス番号：019-626-7583

## 申請から補助金交付までの流れ

### 申請者（宿泊事業者等）

#### ①補助金の交付申請

##### ■申請期間

令和9年2月28日（日）まで

##### ■提出書類

- ・補助金交付申請書（別記様式）
- ・事業計画書（別記様式）
- ・収支予算書（別記様式）
- ・見積書（写し）
- ・事業内容の分かる書類※

※見積書等に記載されている改修費等の内容が「一式」のように表現されている場合、金額の内訳が判別できないことがあります。申請手続きがスムーズに進むよう、金額の内訳が明記された見積書等を提出してください。

ハードウェア及びソフトウェアの購入の場合は、製品カタログその他の製品の価格がわかるものでも可です。

#### ③事業（システム改修等）実施

#### ④実績報告

##### ■報告期間

令和9年3月31日（水）まで

##### ■提出書類

- ・補助事業完了報告書（別記様式）
- ・事業実績書（別記様式）
- ・収支決算書（別記様式）
- ・領収書（写）
- ・事業結果の分かる書類



#### ⑥補助金の交付請求

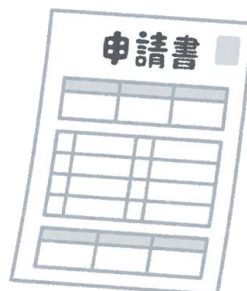
##### ■請求期間

補助金額確定通知の受領後、概ね2週間程度

##### ■提出書類

- ・補助金等交付請求書（別記様式）

### 盛岡市



#### ②審査・交付決定

交付申請書類受領後、概ね2週間程度で交付の決定を行い、盛岡市から「補助金交付決定通知書」等を送付します。

※交付決定した内容から事業内容に変更が生じる場合は、盛岡市へお問い合わせください。軽微な変更を除き、補助事業変更承認申請書（別記様式）の提出が必要です。提出なく事業を実施した場合、補助金を交付できない場合があります。

#### ⑤審査・交付額確定

完了報告書類受領後、概ね2週間程度で交付額の確定を行い、盛岡市から「補助金額確定通知書」を送付します。

#### ⑦補助金の交付